

長崎外国語大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

長崎外国語大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、長崎外国語大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

学則第1条で、「キリスト教精神に基づき、外国語と国際文化に関する知識を教授研究し、国際的な視野と円満な人格の涵養を図り、もって地域並びに人類社会の福祉と発展に寄与しうる人材を育成すること」と明示し、かつ学則第4条第2項で、学部・学科の教育研究上の目的及び人材養成の目的を具体的に明記している。1学部2学科から成る教育研究組織を設けて、その使命・目的の実現を図っている。大学の使命・目的及び教育目的は、中長期計画及び三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映されており、教職員と学生はもとより学外にも周知されている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーを策定し、それに基づいて入学者選抜を実施している。学生受け入れ方法を工夫し、教職員が一丸となって学生募集活動に取組んでいる。学則に明記されたカリキュラムポリシーに沿った教育課程を編成し、教育を実施している。退学や休学を未然に防ぐための体制を整えている。単位認定、進級及び卒業認定に関する基準は明確に定められている。

「授業評価アンケート」から学修者の意見を集約し、授業実施記録と授業評価へのレスポンスによって教員自らが教育目標の達成状況の点検・評価を行い改善につなげるための体制をとっている。

学生生活の支援として、大学独自の各種の奨学金、留学生の授業料免除及び社会人学生的の授業料全額免除等の制度を設けている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

大学は、法人と密接に連携しながら、関連法令を遵守することを念頭において運営している。教育情報及び財務情報はホームページや刊行物によって学内外に公表している。

理事会と評議員会の審議・決定への対応及び事業報告について一部の対応に課題が残るもの、最高の意思決定機関としての理事会と諮問機関としての評議員会は有効に機能している。理事会で審議・決定された事項は、運営協議会、教授会、及び「課室長会議」を通じて学内に報告し周知されている。

学長が議長を務める教授会において大学の重要事項を審議する体制を敷いて、学長のリーダーシップが發揮されている。学内での意思決定組織としてその位置付けが不明確な会議体があるものの、種々の会議体や委員会を設けて大学運営を行っている。

財務の年度計画や「長崎外大ビジョン21」を策定するなど、適切な財務運営及び収支の

改善を図っている。会計処理は、学校法人会計基準及び大学が定める諸規定にのっとって行われている。

「基準4. 自己点検・評価」について

大学が定める「自己点検・評価規程」に基づき、学長主導のもとで自己点検・評価が実施されている。更なる教育改革に着手するとともに、年度単位に各プロジェクトの達成目標の評価指標を定めて、自己点検・評価の実質化に向けて取組んでいる。

学生及び教職員を対象に各種の調査を定期的に実施し、収集されたデータを所定の委員会が分析し、その結果は学内で共有されている。また、自己点検・評価報告書はホームページに公表している。

総じて、大学が掲げる建学の精神と使命・目的及び教育目的に基づいて1学部2学科制のもとに、教育・研究に意欲的に取組んでいる。学修と教授においては、教員組織及び教育環境の整備に努めている。経営・管理と財務においては、経営・管理の適切な運営と財務安定化に向けての組織的取組みを行うことが期待される。自己点検・評価においては、定期的に組織をあげて実施されており、「長崎外大ビジョン21」に基づいて更なる成果が期待される。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.社会連携」「基準B.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

III 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的は、学則第1条に「キリスト教精神に基づき、外国語と国際文化に関する知識を教授研究し、国際的な視野と円満な人格の涵養を図り、もって地域並びに人類社会の福祉と発展に寄与しうる人材を育成すること」と定められている。さらに、建学の精神を体現するために、現代英語学科と国際コミュニケーション学科を擁する外国語学部が設けられている。学則第4条第2項で学部・学科の教育研究上の目的及び人材育成に関する目的が簡潔かつ明確に定められている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的は、キリスト教精神を基礎として「語学力」「コミュニケーション力」、汎用的能力としての「人間力」を身に付けた人材の育成と明示されている。また、学部・学科の教育研究上の目的は、学校教育法や設置基準等の法令に基づき、学則に明記されている。

平成 25(2013)年度には、「グローバル人材」の育成を目的とする五つのビジョンとそれを実現するための「長崎外大ビジョン 21」を策定し、大学の個性・特色の明示と社会情勢の変化に対応している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

建学の精神、使命・目的や教育目的等は、教職員を構成員とする各種委員会、教授会及び理事会の審議を経て策定されたものであり、役員及び教職員に建学の精神等への理解と支持は得られている。また、大学案内、ホームページにおいて周知するほか、学長式辞や保護者・卒業生向けの学園誌等を通して学内外に周知している。

平成 20(2008)年の「経営改善計画—平成 20 年度～24 年度 (5 カ年)」、平成 26(2014)年の「長崎外大ビジョン 21」及び三つのポリシーの中に大学の使命・目的及び教育目的が反映されている。

1 学部 2 学科を設置して、それに対応した科目群をそろえている。その他センター等を付設し教育の充実を図っていることから、教育研究組織は大学の使命・目的及び教育目的と整合性がとれている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準2を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目2-1を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、学則などに明示された学部・学科の目的にのっとり、入試種別ごとのものも含めて策定され、入学試験要項、ホームページ、各種の進学説明会にて周知が図られている。

アドミッションポリシーに沿って、目的を明確にした多様な入学試験を実施している。また、入試広報、実務などの業務は、教職協働体制のもとで行われ、入学者選抜は、公平かつ適切に実施されている。入試問題の作成は、大学自らが行っている。さらに、AOアドバイザーや中国に上海教育事務所を設置したほか、韓国やネパールの日本語学校との業務提携を結ぶなど、学生受入れ方法の工夫がなされている。入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持について、これまでさまざまな努力が続けられ、平成26(2014)年度では入学定員が充足している。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目2-2を満たしている。

【理由】

大学の教育理念・目的を踏まえたカリキュラムポリシーを策定し、学則に明示するとともに、「学生要覧」やホームページなどで公表・周知している。教育目標達成に向けた体系的な教育課程を編成している。また、カリキュラムマップを作成し、科目履修の一助としている。教育支援委員会を中心に、教育目的とカリキュラムポリシーについて絶えず見直しを行っている。講義・演習・実習などの授業を組合せ、PBL(Project Based Learning)やアクティブラーニングを取り入れた授業など、授業内容や方法に工夫がなされている。

教育支援委員会と「FD教育開発委員会」が連携し、教授方法・評価方法の開発・改善に向けた取組みを行っている。「履修規程」に、履修登録単位数の上限を定め、単位制度の実質化を図っている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教育支援委員会を中心に教職員協働で、学生への学修及び授業支援が行われている。また、担当アドバイザーの教員が学生 1 人当たりに 1 人定められており、「e ポートフォリオシステム」も導入されている。平成 25(2013)年度にラーニングコモンズ「CoSTA Space (Co Study Tanoshii Space:共に学んで楽しい空間)」を整備し、教職員や学生から成る CoSTA サポーターを常駐させ、支援の充実を図っている。オフィスアワーは、シラバスや時間割表に明示し周知している。さらに、メールや Facebook でも学生からの質問・相談に応じている。大学院が設置されておらず、TA の制度はないが、SA(Student Assistant)の活用が検討されている。

退学・休学者への対応については、5 回目の授業終了時点で出席調査を全科目で行い、担当アドバイザーが退学・留年予備軍への対応を行っている。また、各種アンケートなどから学生の意見をくみ上げ、学修及び授業支援の体制改善につなげている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、進級及び卒業認定等の基準は、学則、「試験規程」「履修規程」「既修得単位認定規程」「外国に留学する学生の帰国後の単位認定に関する規程」及び「学位規程」で明確に定め、厳正に適用されている。成績評価方法はシラバスに明示され、多角的評価方法を採っている。また、ループリックを活用した評価も推進している。GPA(Grade Point Average)制度も平成 26(2014)年度入学者から導入されているが、卒業認定における GPA 要件の設定や学修指導への活用などは、今後の課題となっている。

国内外の大学等及び大学以外の教育施設における学修の単位認定、既修得単位認定については、学則に基づき 60 単位を超えない範囲で認定されている。編入学生の単位認定については、原則一括認定を行っている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリア教育を遂行するために、大学設置基準第 42 条の 2 及び学則第 5 条のもとキャリア支援センターと新キャリア支援委員会が設置された。また、平成 21(2009)年文部科学省「大学教育・学生支援推進事業・テーマ B」、平成 22(2010)年度「大学生の就業力育成支援事業」、平成 24(2012)年度「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備」など、キャリア教育関連の事業を実施してきた。

1 年次のキャリア教育の基礎科目に加え、「日本語表現法 I~IV」(2~4 年次) やキャリアに直結する実学系科目、実務家教師の招へい、PBL 型授業、キャリア教育に特化するインターンシップ（国内外）など積極的な取組みが行われている。

平成 23(2011)年度からキャリアカウンセラーを配置し、ハローワークやフレッシュワークとの連携による相談会・対策会も行っており、他方、キャリアセンターで就職先・進路先の開拓にも注力している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況の点検・評価のため、FD 委員会を設置、教育支援委員会による研修を開催する一方で、「授業評価アンケート」(各学期末、全学年対象)、「授業実施記録」と「授業評価へのレスポンス」を実施している。「授業評価アンケート」の結果は各教員に配付し、学科主任等のコメントを付し、図書館で閲覧に供している。「授業実施記録」「授業評価へのレスポンス」は教育支援委員会で取りまとめ、前者は教員に配付、後者は教育支援委員会で評価を行っている。「アクティブラーニング・マップ」の作成、「e ポートフォリオシステム」への教員のコメント、「シラバス作成マニュアル」とそのチェックなどを通して、学生の主体的な学修管理と自己評価に、教員によるフィードバックが可能となっている。

シラバスの作成については毎年マニュアルを作成し、学生への教育内容・教育方法の周知を徹底し、不備記載については教育支援委員会から修正・追加記載を求めている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生支援委員会と学生支援課を置き、学生サービス、厚生補導のための業務を遂行している。個別の指導・相談は担当アドバイザー教員が行い、関係各部署との橋渡し役を担っている。学生支援課は関連事業の実施に加え、学生の学修状況や生活状況に関する情報を集約し管理している。これらの情報は掲示板やアドバイザー教員、学期始めのオリエンテーションを通して周知徹底を図り、事後アンケートにより学生支援業務の効果を確認している。

大学独自の8種の奨学金制度、留学生の授業料減免制度、社会人学生の授業料全額免除制度に加え、学生支援課が外部奨学金の取りまとめを、キャリア支援課がアルバイト先の開拓、あっせんをそれぞれ行っている。学生の課外活動には適宜、財政的支援を行い、国際寮の自治組織が寮生活充実のための取組みをサポートしている。学生個人のボランティア活動を積極的に支援している。健康相談、心的支援及び生活相談についてはカウンセリングルームを設置し適切に対応している。

2-8 教員の配置・職能開発等

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教員の確保と配置は、設置基準に従い、大学の教育目的と教育課程に即し適切に実施されている。採用・昇任は人事委員会が学位の種類・分野と年齢バランスを考慮の上で発議し、教授会が資格審査委員を選任、資格審査委員会が教育研究業績に関する審査に当たっている。審査結果は教授会での審議を経て、学長が理事長に推薦し、理事長は理事会での審議を経て、採用・昇任の可否を決定する。

FDについては、FD委員会を中心に、教員の資質・能力向上に向けた講演会、ワークショップなどの取組みを行っている。FD研修会は職員にも参加できる状態になっている。

教養教育は、教育支援委員会が全体の責任を負っている。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎、図書館などの教育環境の整備と運営・管理は、適切に行われている。ラーニングコモンズが設置され、教職員有志から成る CoSTA サポーターの運営のもと、自習・グループ学修などに活用されている。

本館玄関にスロープを設け、3 階研究室フロアを除く各階に身障者用トイレを、全教室及び図書館入口、館内のゼミ室入口に点字表示を設置するなど、バリアフリーの環境が整えられている。

授業を行う学生数の管理に関しては、1 年次から 3 年次までの必修「日本語リテラシー」の少人数教育や、英語科目における少人数の習熟度別教育を行っており、クラスサイズは概ね適切なものとなっている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教精神に基づく学校教育を行い、もって有為な人材を育成することを目的とする。」と法人の目的を明確に定め、教育基本法及び学校教育法を遵守し、同法の趣旨に従い運営されている。

専任教員数及び校地・校舎等の基準、自己点検・評価の実施、FD の実施、情報公開、理事長等の役員の選任、理事会及び評議会の運営、教授会の設置・運営等、学校教育法等の法令を遵守し運営されている。各種のハラスマントについては、「ハラスマントの防止等に関する規則」を定めて対応しているほか、建物の耐震化、省エネルギー化、セキュリティ、バリアフリー化を図り、環境保全・安全に努めている。教育情報については、刊行物

やホームページ上で社会に公表し、財務情報については、ホームページ上や学院報「ぶどうの樹」に掲載している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は、9人の理事により運営されている。理事会、評議員会の審議において一部に借入金や寄付金募集に係る決定には適切さを欠いた対応がなされている状況がみられるが、法人として、迅速な意思決定ができるよう月1回を原則として開催されている。寄附行為により、理事長はプロテстанトキリスト者であることを条件としている。理事会は、学長をはじめ教学部門の教員も理事となっており、また、理事会で審議・決定された事項は、運営協議会・教授会・「課室長会議」で学内に周知・報告され、法人組織と教学組織の意思の疎通、課題の共有化に留意している。

【改善を要する点】

- 理事会及び評議員会において、承認された借入金金額を超えた金額の借入れについては、借入金金額を確定した後に、あらかじめ評議員会の意見を聞いた上で理事会の承認を得る諮問承認の手続きについて改善を要する。
- 寄付金の募集（70周年記念事業）について理事会で審議・承認がなされておらず、改善を要する。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

教育研究、運営に関する重要事項を審議するため、学則に基づき教授会を置き、学長が議長として運営している。組織運営上において学内の位置付けが不明瞭な組織が存在するところもあるが、教授会のもとで教育研究に係る諸問題について取組む各種の委員会を配置している。

教学部門には副学長を、事務部門には大学事務長を置き、学長のリーダーシップのもとで意思決定が大学全体に迅速に伝わるように図られている。

【参考意見】

- 理事長、法人事務局長、学長、副学長、大学事務長等による重要事項の審議が行われる「経営会議」の組織上の位置付けについて、規定の制定も含め、明確化が望まれる。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事会に教授会構成員の学長、学部長、統括副学長、学院宗教主任の4人が理事となつておらず経営側へ意思を反映できる仕組みを構築している。理事長は、理事会の議長として法人経営に強いリーダーシップをとり、学長は、教授会を招集し議長としてリーダーシップをとっている。一部に事業報告等の対応については適切な対応とはいえない難い状況はみられるものの、理事会の役職者と大学の役職者で構成する運営協議会を設置して、法人と大学の運営に関する情報・意見交換を定期的に行っており、事務局については、事務局長が業務を統括し、隔週開催される「課室長会議」において課室長からの提案も審議しており、ボトムアップの環境が整備されて、理事長、学長のリーダーシップと両者のバランスのとれた運営がなされている。寄附行為により、監事は法人の理事、職員又は評議員以外の者を選任して業務執行及び財務状況を監視し、公認会計士による会計監査を受ける際は必ず陪席している。また、理事会や評議員会にも毎回出席するとともに毎会計年度の監査報告を行っている。

【改善を要する点】

- 平成24(2012)年度の事業報告については、理事会決議後に評議員会に報告し、意見を求めておらず改善を要する。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務組織は「学校法人長崎学院組織規程および事務分掌規程」に基づき、法人事務局は理事長の指揮のもと事務局長が各部署を管理監督し、大学事務局は学長の指揮のもと事務長が各部署を管理監督して、権限の分散と責任の明確化に配慮した組織編制、職員配置となっている。隔週で「課室長会議」を開催して、各課間の情報を共有する仕組みを有している。平成 25(2013)年度の SD(Staff Development)研修については FD・SD 合同として実施している。今後の職員の能力向上に向けては、①階層別・職種別の資質・能力・責任の明確化②SD の推進③スタッフ・ポートフォリオの導入―の 3 プロジェクトの推進が計画されている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

財務運営については、平成 20(2008)年度に「経営改善計画—平成 20 年度～24 年度（5 カ年）」を策定、続けて平成 25(2013)年度からは財務 3 か年計画を策定し、取組んでいる。その結果、自己資金構成比率や固定負債構成比率の改善などの成果も出てきている。平成 26(2014)年 3 月には、中長期計画「長崎外大ビジョン 21」を策定し、新たな経営指標を定めている。平成 26(2014)年度の入学定員を充足できたことや、先行投資として、学生寮を男女共用の国際寮に改修したことにより在寮生が前年度比で大幅に増加したことなど、収支の改善の兆しが出てきている。一方で教育研究活性化設備整備事業や科学研究費助成事業の獲得など外部資金の導入にも努めている。寄付金については、平成 26(2014)年度から創立 70 周年を記念した新たな募集を開始し、さらに事業子会社からの寄付も見込まれるので合わせて収支の改善が期待できる。

【参考意見】

- 入学定員の確保や寮費収入の増加、寄付金の増強等による収支の改善など財政基盤の安定に向けた努力を継続することが望まれる。

3-7 会計

- 3-7-① 会計処理の適正な実施
- 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人長崎学院経理規程」「学校法人長崎学院固定資産管理規程」等に基づいて行われている。

予算については、決算見込みに著しいかい離が生じた場合には、必要に応じて補正予算を編成することとしている。

監査法人による会計監査及び監事による業務監査かつ会計監査を受検するなど、監査は適正に行われている。会計年度終了後は2か月以内に決算案を作成し、監事が出席した理事会で承認した後、評議員会に報告している。

基準4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準4を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目4-1を満たしている。

【理由】

学則第3条にのっとり、「長崎外国語大学自己点検・評価委員会規程」を定め、学長を委員長に各部門の長を構成員として、自己点検・評価を恒常的に行っている。過去6年間では、平成20(2008)年度～平成22(2010)年度には大学基準協会への改善報告書の提出や、平成23(2011)年度～平成25(2013)年度には競争的資金による大学教育改革に関わる自己点検・評価活動を続けてきた。教育改革プロジェクトは、文部科学省の競争的資金の採択を受けて実施し、プロジェクトごとに自己点検・評価をしている。また、教育改革プロジェクトと連動したFD・SD活動を実施している。平成25(2013)年3月には、これまでの教育改革の成果を含めた自己点検・評価の結果を踏まえて「長崎外大ビジョン21」を策定し、平成26(2014)年度から実施している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目4-2を満たしている。

【理由】

「授業評価アンケート」、学生意識調査をはじめとした学修面・生活面に関わる各種の調査・データの収集を定期的に行い、教職員に対しても社会貢献に関する調査を実施して、関連委員会にて現状把握を含め分析を行うなど、エビデンスに基づいた自己点検・評価を実施している。現状把握のために集められたデータは運営協議会、教授会、学部運営会議、「課室長会議」などで報告している。

平成 18(2006)年度の自己点検・評価報告書と平成 26(2014)年度の自己点検評価書をホームページで公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

「経営改善計画—平成 20 年度～24 年度（5 カ年）」や教育改革プロジェクト、グローバル化プロジェクト、授業評価と FD といった教育の質保証のための教育改革などの主だった取組みについて、PDCA サイクルが確立され機能している。

平成 25(2013)年度には、新たに中長期計画「長崎外大ビジョン 21」を策定している。それを計画通り実行し、成果が挙げられるように年度単位でプロジェクトに達成目標の評価指標を定め、点検評価を確実に行う PDCA サイクルの仕組みを構築している。評価指標として数値目標の導入や達成目標に優先順位を付けるなども検討している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1 社会との連携・協力に関する方針の明確化

- A-1-① 産・学・官との連携の方針の明示
- A-1-② 地域社会・国際社会への協力方針の明示

【概評】

「国際的な視野と円満な人格の涵養を図り、もって地域並びに人類の福祉と発展に寄与しうる人材を育成すること」という大学の使命・目的に基づいて、産業界、地方自治体、他の教育機関との協力連携を図り、地域社会や国際社会に開かれた大学として積極的に活動を行ってきた。より効果的に社会との連携を図るために、平成 24(2012)年に「社会連携センター」を立上げ、全学的な社会連携体制が強化された。

公開講座・公開シンポジウム、英語ボキャブラリー・コンテストや語学セミナーなどの

社会へのサービス、全国日本語プレゼンテーション及びスピーチ大会、外国人による日本語弁論大会や教員免許状更新講習などの学外組織との連携、さらに日米学生会議・長崎サイトでの通訳や幼稚園・小学校・中国駐長崎総領事館での交流などの地域・国際交流を行っている。また、人的、知的資源の交流と活用を図り、包括的な連携のもと、教育、研究、文化等の分野において相互に協力し、社会の発展と人材育成に寄与することを目的として、株式会社 ANA 総合研究所、株式会社スターフライヤー、ANA 福岡空港株式会社と産学連携協定締結を行い、グローバル人材育成に取組んでいる。

さまざまな社会連携の取組みは、迅速にホームページで公開し、平成 24(2012)年度以降、各教職員が年度内に行った社会連携事業に関するアンケートを実施し、次年度にフィードバックしている。平成 24(2012)年度に、大学の教員の教歴や専門分野をまとめたリーフレットを作成し、教育研究の成果を生かしたサービス活動などを提示、社会との連携の可能性の拡大を図り、実績を上げている。さらに、社会連携の成果を検証するための方法開発、検証システムの整備（外部評価システムなど）について、ワーキング・グループで検討する予定である。

基準B. 国際交流

B-1 グローバル化への対応

- B-1-① 留学制度の構築と運営
- B-1-② 留学の促進と送り出しの実際
- B-1-③ 留学生の受け入れと教育
- B-1-④ 国際交流協定校との交流

【概評】

教育目標の達成のため、「キャンパスが世界」「日本人とともに、留学生とともに学ぶ」との環境を目指し、1 年次又は 3 年次入学の留学生受入れ以外に、「JASIN プログラム」(Japan Studies in Nagasaki: 欧米系学生中心) や「NICS プログラム」(Nagasaki International Communication Studies: アジア系学生中心) にて半年又は 1 年間の留学生受入れを行っている。他に 1~4 週間の短期受入れも実施しており、留学生来日時のオリエンテーションや留学中のミーティング、個別インタビュー等きめ細かなケアを行い、レベル別日本語教育、「JASIN プログラム」での英語による授業、地域社会との積極的な交流等を行っている。「NUFS 海外派遣留学プログラム」(12か国 76 機関との協定に基づく交換・派遣留学等)、「NUFS 海外セミナー」(3~4 週間の海外研修プログラム)、「海外文化研修」(1~2 週間の海外体験プログラム)、「二重学位留学プログラム」(二重学位取得を目的とした協定校への留学プログラム) を整備し、平成 26(2014)年度は 74 人を海外に派遣する予定で帰国後単位認定を行い、卒業への影響がないように配慮している。また、学費免除や「海外留学支援制度奨学金」の積極的利用等の費用面での支援、留学中の学生との緊密な連絡体制(SNS G-net)や JCSOS (海外留学生安全対策協議会) による危機管理体制も整えている。

